

# 第35回岐阜県農業フェスティバル出展要領

## 1 趣旨

岐阜県農業フェスティバルは、県農業の現状や将来の方向性を広く県民にPRし、県産農畜水産物や県産加工品の消費拡大などを通して、本県農業の一層の活性化を図るために実施するものであり、適正かつ適切な開催にあたり必要となる出展ルール等を定める。

## 2 出展対象者

- (1) 岐阜県農業フェスティバル実行委員会（以下、「主催者」という。）の構成員、協賛者。
- (2) 本要領に定める各項、及び関係法令を遵守できる者であり、且つ岐阜県内に本社、若しくは事業所があり岐阜県内を活動拠点としている者。
- (3) その他、主催者が認める者。

## 3 催事種類

- ・県内の農畜水産業の展示、紹介、及び県産農畜水産物やその加工品の展示、販売、飲食
- ・展示、販売、飲食等の出展にあたり、「岐阜県産農畜水産物」及び「岐阜県産農畜水産物を利用した食品」等を主に取り扱う必要がある。

催事種類	内容（計画書記入上の留意点）
ステージ	<p>○KBぎふ清流アリーナ内ステージ上のイベント</p> <p>○名称、詳細な内容、催事希望日時を記入 (ステージ時間は準備、本番、撤収がわかるように記入)</p> <p>○控室が必要な場合は、その旨を記入。 (控室の使用時間は後日調整)</p>
体験	<p>クイズ、アンケート等</p> <p>○体験内容、時間、回数、プレゼントの内容等を記入</p> <p>○年齢制限を行う場合、整理券を配布する場合等はその旨を記入 (開催当日に配布する抽選券には、抽選場所を必ず記載すること)</p>
展示	<p>パネル展示、チラシ等の配布</p> <p>○展示目的、内容及び展示方法等を記入</p> <p>○配布物（パンフレット、チラシ、プレゼント等）の種類等を記入</p>
販売	<p>青果、花き、加工品等の販売</p> <p>○販売品目を記入（来場者の問い合わせ対応等に用いるため）</p> <p>※商品に用いている岐阜県産農畜水産物の<u>産地</u>を記入</p> <p>※県内の農業者であれば一部県外圃場の生産物でも可</p>
飲食	<p>会場内ですぐに飲食可能な品目の販売</p> <p>○販売品目を記入（来場者の問い合わせ対応等に用いるため）</p> <p>※食材として用いている岐阜県産農畜水産物の<u>産地</u>を記入</p> <p>○臨時営業許可で認められる品目は、<u>原則1小間（区画）につき1品目（分類）</u>です（詳細は12ページ別表「食品取扱品目一覧」を参照）</p>

#### 4 出展者の要件

- 3の催事種類のうち、販売及び飲食で出展する県内事業者は、「地産地消ぎふ応援団」に登録済の者、又は今回の出展に際し登録に同意する者（別紙5「地産地消ぎふ応援団」募集要領）であること。

#### 5 販売品の要件

- 3の「岐阜県産農畜水産物」及び「岐阜県産農畜水産物を利用した食品」等を主に取り扱うとは、販売品目のうち過半数が「岐阜県産農畜水産物」及び「岐阜県産農畜水産物を利用した食品」又は「岐阜県の郷土料理」、「県産品」を使用した販売商品であることを言う。
- 「岐阜県産農畜水産物」及び「岐阜県産農畜水産物を利用した食品」を使用した販売商品とは、その商品のメインとなる食材に「岐阜県産農畜水産物」及び「岐阜県産農畜水産物を利用した食品」を使用している商品を言う。
- 「岐阜県の郷土料理」とは、地域の風土にあった食べ物として作られ食べられてきた料理や地域振興の一環として開発・定着した料理を言う。
- 「県産品」とは、県内で製造されたものを言う。
- その他、主催者が認める商品。

#### 6 費用負担

##### (1) 基本仕様と出展料（10月26日～27日の2日間、1小間あたり）

催事種類	基本仕様（貸出資材類）	出展料	
ステージ	・なし（音響、照明等は設営業者が操作）	無料	
体験	・必要なテーブル、パネル、体験者用椅子（別添会場資材から選択） ・スペース W1,800×D2,700mm（2間テントの半分） ・W2,700×D3,600mm（3間テントの半分）～変更可能	無料	
展示	OKB ぎふ清流 アリーナ 内	<ul style="list-style-type: none"><li>小間台（W1,800×D900×H700 mm、白ビニール、腰布付き）</li><li>バックパネル（W1,800×H2,100 mm）</li><li>スポットライト1個</li><li>出展者名板</li></ul>	
	屋外	<ul style="list-style-type: none"><li>小間台（W1,800×D900×H700 mm、白ビニール、腰布付き）</li><li>テント半分（W1,800×D2,700×H2,000 mm）</li><li>出展者名板</li></ul>	
販売	OKB ぎふ清流 アリーナ	<ul style="list-style-type: none"><li>小間台 W1,800×D900×H700 mm (こぼれ止め、枠、白ビニール、腰布付き)</li><li>後方長テーブル W1,800×D600×H700 mm (コーナー共有とする場合有り)</li><li>スペース（W1,800×D2,400～2,700 mm）</li><li>スポットライト1個</li><li>出展者名板</li></ul> <p>※冷蔵ショーケースを利用する場合は枠のみ</p>	39,000円
	屋外	<ul style="list-style-type: none"><li>小間台 W1,800×D900×H700 mm (こぼれ止め、白ビニール、腰布付き)</li><li>後方長テーブル W1,800×D600×H700 mm (農産物販売の場合は白ビニール付)</li><li>テント半分（W1,800×D2,700×H2,000 mm）</li><li>出展者名板</li></ul>	

催事種類	基本仕様（貸出資材類）	出展料
飲食 (火気不使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な小間台（白ビニール、腰布付）・区画台（白ビニール付） ※（会場資材から選択） ※区拡台必須（W1,800×D450 mm）</li> <li>テント半分 (W1,800×D2,700×H2,000 mm)</li> <li>出展者名板</li> </ul>	48,000 円
飲食 (火気使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な小間台（白ビニール、腰布付）・区画台（腰布付） ※会場資材から選択 ※区拡台必須（W1,800×D450 mm）</li> <li>3間テント半分 (W2,700×D3,600×H2,000 mm)</li> <li>出展者名板</li> </ul>	52,000 円
飲食 (車)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画 W6,000×D3,000 mm の範囲内</li> <li>出展者名板</li> </ul>	52,000 円

※展示・販売の小間仕様は表のとおり固定。出展者用の椅子はありません。

※出展者によるテーブル・椅子等の持ち込みは可能。（スペースからはみ出さないこと）

※サイズは別図参照。

## (2) その他出展に伴う経費及び負担者

負担者	主催者	出展者
経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>テントを含む小間設置撤去費</li> <li>電気工事等の経費</li> <li>開催時の電気代、水道使用料</li> <li>臨時営業許可にかかる申請料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テント等破損時の修復等費用</li> </ul>

- 主催者が用意した資材等（テント、テーブル等）の、出展者による遺失、破損、汚損等については、その損害相当額を請求する。
- 米穀や酒類の販売などにかかる手続きは出展者が行う。
- 通路、搬入台車上、車上等小間外での販売は原則禁止。小間外での販売を希望する場合は、出展方法、出展料を含め主催者と事前に協議すること。
- その他、出展に伴う諸経費は出展者が負担する。

## 7 出展方法

### (1) 場所・小間数

- 催事の希望場所はぎふ結のもり（以下、「公園」という。）、OKBぎふ清流アリーナ（以下、「アリーナ」という。）、アリーナ北駐車場（以下、「北駐車場」という。）から選択。
- 飲食は、原則として北駐車場への出展。
- 販売は、原則としてアリーナ屋内、屋外の一部、又は北駐車場への出展。
- 希望小間数は2小間以内。なお、体験などで2小間以上希望する場合は別途協議すること。

### (2) 展示・販売品目等の表示およびPR

- 本フェスティバルの趣旨に従い、県産農林水産物については、岐阜県産である旨を値札等で表示しPRすること。
- 牛肉を用いた食品（牛串等）を販売する場合は、県がブランド化を推進している「飛騨牛」をできる限り使用することとし、会期中、店頭に使用する牛肉の牛個体識別番号を標記すること。また、飛騨牛を使用しない場合であっても、必ず原産地表示を行い、消費者に誤解を与えない販売を行うこと。
- 県外名称を使った飲食・販売商品の提供は禁止（例：広島風お好み焼き、富士宮やきそば等）。

ただし、他県連携等、主催者が特に認める内容についてはこの限りではない。

- ・商標の使用許諾や公認等が必要な場合は、出展者自らの責任において対応すること。
- ・出展者は会期後の購入可能店舗等を積極的にPRし消費喚起を行うこと。

岐阜市産トマト 300円	飛驒牛串焼700円 本日販売の個体識別番号 13655686〇〇	焼きそば 美濃ヘルシーポーク使用 400円
-----------------	--	-----------------------------

### (3) 出展品目の変更の禁止

- ・出展品目は、本フェスティバルの開催趣旨等に添い、かつ事前に主催者の確認を得たものとすること。
- ・当日に飲食メニュー、販売の主力品目を変更した場合、食品衛生営業許可を得ていない商品等を販売した場合は、出展許可を取り消す。
- ・飲食メニュー、販売品目は、主催者がチラシやホームページ等で告知する。

### (4) 試食・試飲

- ・試食の有無は計画書に記入。
- ・試食品はカット等調理済のものを保存容器に詰め、品温に注意して持ち込むこと。 小間内は充分な衛生状態を確保できないため、小間内でのカット等は禁止。
- ・来場者へチラシやホームページ等により情報提供があるため、試食等の内容、実施時間、回数、提供時の状態（量、容器、爪楊枝の有無等）など詳細について、別欄「試食・試飲品目」「試食等提供方法、提供時の状態」に記入すること。

### (5) 生き物の出展

- ・家畜その他動物を出展する場合、清潔保全、悪臭防止等の措置をとるなど、周囲へ配慮した管理を徹底すること。

### (6) 出品物の管理

- ・出品物の管理は、出展者の責任により行うこと。
- ・食材・販売物等の適正保存温度及び関係法令を遵守すること。
- ・ゴミ（段ボール、発泡スチロール、廃油類、一斗缶、耐火ボード、ブルーシート等）については、出展者の責任により必ず持ち帰ること。また、会場内の美化清掃についても係員の指示に従い協力すること。
- ・出品物による地面の汚損等が懸念される場合には、その対策を講じること。特に飲食出展者は、ブルーシート等を小間全面に敷き、汚れ防止対策を必ず行うこと。

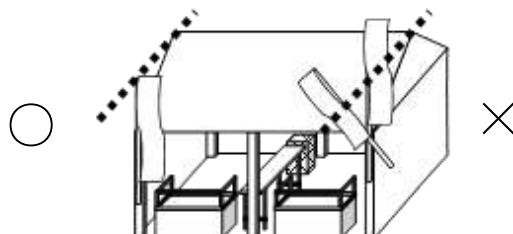
### (7) 持ち込み禁止品等

- ・出展者は、展示・販売等にかかる危険防止について、万全の措置を取り、次に掲げる物品の持ち込み又は行為を禁止します。

- 発火又は引火しやすいもの
- 著しく煙を発するもの
- 著しく音響・振動・ほこり・異臭を発するもの
- 接触又は接近することにより、事故を起こす恐れのあるもの

### (8) 展示・装飾

- ・のぼり等のテントへの装飾の高さはテントの棟高までとし、テントから斜め前方等への「はみ出し」は禁止。なお、キッチンカーによる出展の場合は装飾の高さは2mまでとする。



- ・のぼり等の資材や展示物は強風による飛散や落下防止のため、テントの梁や桁、支柱に紐や結束バンド等でしっかりと固定すること。なお、キッチンカーによる出展の場合で車両等への固定が難しい場合は、十分なウェイト等を準備し強風対策を行うこと。

- ・残り粘着汚れを防止するため、テープのテント幕や鉄骨部材への貼付けは禁止。
- ・テープ類による貼付は養生テープのみ、小間台への直札等に限定。
- ・小間外の装飾は他の出展者への妨げとなるため禁止。
- ・主催者が設置する出展者名板の移動、加工、取り外し、装飾で隠すことは禁止。
- ・催事期間中、上記ルールに違反する装飾等については撤去指示または撤去する。なお、撤去費が発生する場合は、その費用を当該出展者に請求する。

#### (7) 運営の留意点・禁止事項

- ・出展者は、主催者が交付する出展者証を必ず着用すること。
- ・出展者が使用するイスは、出展者により準備すること。
- ・自店の購入客の行列が周辺の出展・営業の妨げとなる恐れがある場合には、出展者の責任において整列等の対策を行うこと。
- ・小間外での調理、販売、募金及び呼び込みなどは禁止。
- ・県庁敷地内は全面禁煙のため、テント内、テント裏、周辺路上、車内等での喫煙は禁止。別途設置する屋外喫煙場所で喫煙すること。
- ・開催当日は保健所、消防署、主催者が巡回しますので、改善指導には必ず従うこと。

#### (8) その他

- ・出展者の忘れ物は、主催者が適正に処理する。

### 8 電気・水の使用上の注意

#### (1) 申込み時の留意点

- ・出展にかかる電気・火気・水の使用計画は、出展計画書に記入すること。

#### (2) 電気の使用

- ・電気の供給は原則100Vで、1小間1,500Wを上限とする。
- ・電気の利用は、10月26日（土）午前6時から午後4時まで、翌日27日（日）午前6時から午後4時まで。
- ・使用する電気器具は全て記入し、使用数、電圧（100V・単相200V）及び電気容量を記入することとし、単相200Vは事務局と協議の上、利用の可否を決定する。なお、飲食の車は100Vのみの供給とする。
- ・26日（土）夜間の通電は県外からの出展者に限り利用可能とする。
- ・準備できる電気容量に制限があるため機器の使用を制限する場合がある。
- ・屋外は、発電機供給エリアごとの制限容量を上回るとエリアすべての供給が停止するため、計画書に記載のない機器の使用は禁止する。
- ・コンセントの配置位置は指定できない（1,500Wあたり1タップを設置予定）。

#### (3) 水道の使用

- ・飲食用の水を会場内で調達する場合は、必ずアリーナ西に設置する給水場を利用すること。
- ・給水場で、ごみや汚水を流さないこと。また、アリーナの汚水マンホールを勝手に利用しないこと。

### 9 火気使用上の注意

#### (1) 火気の使用

- ・別紙1「人が集まる催し、露店での火気取扱い留意事項」を遵守すること。
- ・火気燃料を使用する機器、燃料の種類、持込量、防火対策等を計画書に記入すること。
- ・燃料は法令等を遵守のうえ、出展者の責任により準備・管理すること。
- ・火気に使えるテーブルは「火気用テーブル（D-3）」のみ。
- ・プロパン等を使用する焼台、カセットコンロ等を火気用テーブル（D-3）上に設置する場合、小間台への延焼を防ぐため、耐火ボードの囲い、敷設など、十分な防火対策を行うこと。
- ・炭火焼台、脚付き焼台、フライヤーは火気用テーブル（D-3）上への配置は認めない。火力の強い装備を使用する場合は、側幕から30cm以上離し、耐火ボード等で囲い資材類への引火・損傷を防止する十分な防火対策を行うこと。

- ・火気を使用する場合、法令の定めによる消火器の設置が必須。
- ・直射日光下でのプロパンガスタンク配置禁止など、法令を遵守した防火対策が必要となるため、適正な設置場所や防火対策を計画書に記入すること。
- ・消防署への「火災予防上必要な業務に関する計画」及び「露店等の開設届出書」の提出は、主催者が行う。

## (2) 床養生

- ・地面汚れ防止対策は出展者が行うこと。なお、飲食を提供する出展者は床全面の養生を行うこと。
- ・地面汚れが酷い場合は発見し次第、清掃等の対応を指示する。また、開催後に発覚した場合は原状復帰にかかった経費を請求する場合がある。
- ・公園に出展する場合、芝生の損傷防止のための地面養生を行うほか、芝生での台車利用は禁止とする。

## 10 飲食の注意

### (1) 申請及び届出

- ・出展計画書に記載された内容は、主催者が岐阜市保健所に食品衛生法及び岐阜県食品衛生条例に基づき各営業許可の申請及び届出等に使用するため、計画書の記載に誤りがないように注意すること。
- ・会場への搬入前に自前施設等で食品の前処理を行う場合、その施設名を記入すること。  
また、前処理施設の施設許可証の写しを添付すること。

### (2) 衛生への配慮

- ・別紙2「岐阜県農業フェスティバル食品衛生関係留意事項」を遵守すること。
- ・火気等の使用によりテント内の気温上昇があった場合においても、テント側面、背面を開けた状態での調理や販売は禁止。
- ・飲食提供は、1小間（区画）につき1品目（分類）とする。なお、2小間2品目の場合は、食材類との接触を防ぐため、区画を仕切る区画台（長テーブル（E-4））の設置が必須。
- ・区画間の人・物の往来、机の移動は禁止。
- ・提出された配置計画に基づき衛生許可申請を行うため、出展者都合による区画台やテーブル等の撤去、レイアウト変更は認めない。
- ・飲食提供を行う場合は、食中毒等を防止する法令により、「ふた付のゴミ箱」「給水タンク」「消毒液を備えた手洗い設備」「冷蔵庫・クーラーボックス等の保管設備」を必ず配置すること。
- ・防火対策や食中毒対策等が実施されていない場合は、当日においても出展を取り消すことがある。

### (3) 許可区分

#### A：臨時営業許可

##### ○分類名

- ・臨時営業許可申請は、1小間（1区画）につき1品目（1分類）で申請するため、販売品目を許可区分（中分類）ごとに記入すること。分類は別紙3「テント等による臨時営業を予定されている方へ」（岐阜市保健所提供資料）を参照。

##### ○1区画で複数の品目を取り扱う場合

- ・下記の事項を満たした場合に限り、異なる分類の1品目を同一区分内で取り扱うことができる。よって、その分類がある場合は記入すること。

- |  |
|--|
| ①同一の調理器具類を使用し加熱調理を行う                                 |
| ②取扱品目ごとに使用する食材から想定される危害が同様である                        |
| ③取扱品目ごとに専任の者が調理し、かつ、同一の調理器具での食材を取り扱う場所が定まっており、交差しない  |
| ④複数品目を取り扱っても衛生上支障がない。（主たる取扱品目以外の付随する品目であり、かつ取扱量が少量等） |

○飲食店同時提供

- ・飲食店営業では、以下の2点の販売を併せて同一区分で取り扱うことができるため、この場合、飲食店同時提供欄に提供するものを記入すること。

①食品の提供と同時に酒類、清涼飲料の飲み物類を開封等し提供

②既製品(許可施設で製造され容器包装に入れられた弁当類や菓子類)の販売

○その他

- ・「五平餅」(焼米飯類)と「みたらしだんご」(焼菓子)は同一小間内で取り扱うことが可能。
- ・串焼類等の1分類で使用できる火器は1種類のみ。  
(例:鉄板で焼く牛串は焼肉類、串焼き器で焼く牛串は串焼類と別分類)

B : 営業届出業種

- ・乳類販売業などの要届出業種(29業種)に関する品目については、食品衛生責任者氏名等を記入し、資格の写しを添付すること。なお、法人の場合は、登記事項証明書の写しを添付すること。分類は別紙4「営業届出業種の設定について」(岐阜市保健所提供資料)を参照。

## 1.1 搬入・搬出、及び車両駐車等

### (1) 搬入・搬出

- ・搬入出の日程は下記のとおりとし、車両の移動等は警備員の指示に従ってください。

	搬入	販売	搬出
25日 (金)	①アリーナ屋内、公園 11:00~14:00	—	—
	②アリーナ屋外、北駐車場 14:00~17:00		
26日 (土)	6:00~8:00  ※入場は7:45まで ※搬入車両は8:15までに会場外へ移動	<u>10:00~16:00</u>	16:15(予定)~19:00 ※搬出開始を放送で指示 ※来場者の状況により搬出開始時間が遅れる可能性あり
27日 (日)	同上	<u>9:00~16:00</u>	同上

※搬入時間は出展場所により異なりますのでご注意ください。

※25日(金)の北駐車場への搬入時間は混雑回避のため出展者ごとに指定する。

※搬入出開始時間より前は、会場内に入れません。

※会場内での事故について、主催者は一切責任を負いません。

- ・販売開始及び終了時間を厳守するとともに、午後(特に日曜日午後分)の販売数量を十分に準備すること。開催時間中に完売となった場合は、展示PRにより来場者対応を行い、撤去・撤収し無人とならないよう対応すること。

### (2) 駐車許可、通行許可車両

- ・実施計画書にて駐車、通行を希望する車両台数について報告すること。
- ・「駐車許可車両」は1出展者あたり1台までとし、会期中は駐車許可証に記された出展者駐車場に駐車すること。
- ・搬入出時に車両制限エリアを通行できる「通行許可車両」は、必要最低限の利用とすること。  
「通行許可車両」の駐車は指定するシャトルバス駐車場すること。
- ・駐車及び通行許可証は常時、車両フロントガラスから見える位置に掲示すること。
- ・渋滞緩和のため出展者の駐車場利用確認を実施する。来場者駐車場及び身障者用駐車場など指定外の駐車場を使用した場合は、出展取消し及び、次年度以降の出展禁止とする。

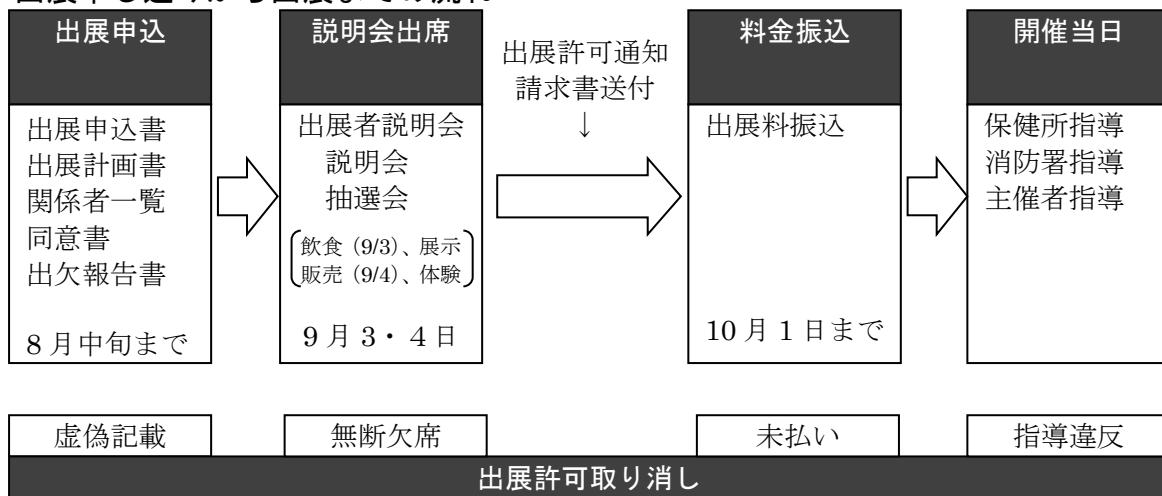
### (3) その他

- ・車輌の管理保管は、自己の責任でこれを行うこととし、駐車場内における車輌又はその積載物の盗難、紛失又は毀損等について、主催者は一切責任を負わない。

## 1.2 出品物の販売に係る金銭の出納及び売上げ報告

- ・金銭の出納は、すべて出展者の責任で行うこと。
- ・出展者は、別に主催者が定める様式により、販売日ごとに売上を報告に協力すること。

## 1.3 出展申し込みから出展までの流れ



### (1) 出展申し込み（書類の提出期限：8月中旬まで）

- ・出展を希望する者は出展申込書・計画書を事業所がある市町村へ提出  
(ただし農政各課の募集する催事については、担当課へ提出)
- ・市町村は所管する農林事務所と予め出展小間数を調整し、実施計画書の内容を確認のうえ、所管する農林事務所へ提出。農林事務所は管内出展者の小間数を、別途主催者が示す小間数以内に調整し、県の担当課へ提出。
- ・提出書類の記載漏れ、不足等がある場合、出展を認めない場合がありますので、別途定める期日までに提出。

提出書類	記載の主な注意点	催事種類		
		飲食	販売	ステージ 体験 展示
①出展申込書	・「飲食」「販売」には出展料等を請求するため、請求書宛名、請求書送付先を記載	○	○	○
②出展関係者一覧表 (様式1)	・「販売」「飲食」については、 <u>本人確認書類を添付</u> (実行委員会構成団体、構成団体の傘下団体（市町村、農協等）の職員は、本人確認書類の添付を省略可)	○	○	—
③同意書 (様式2)	・記載事項の徹底及び反するこがないよう、十分確認のうえ、署名すること	○	○	—
④出展者説明会 出欠報告書 (様式3)	・出展にあたっての留意事項及び法令遵守を徹底するため出展を希望する者は、出展者説明会に出席すること	○	○	○
⑤出展計画書	・記載例を参考に作成すること ・本フェスティバルの主旨である県産農畜水産物のPRのため、 <u>原材料が県産であることを記載</u> ・飲食提供にあたり前処理を行う場合は、 <u>前処理施設の施設許可証の写しを添付</u>	○	○	○

## (2) 出展計画書等の審査・確認（～8月下旬）

- ・出展の可否は、出展計画書等の審査、確認を行い、主催者が決定。
- ・内容の不備や修正が必要な場合、確認作業を委託した業者等から連絡をする。この際、速やかに修正指示に従わない場合は出展を認めません。また、出展許可後に計画書の不備等が発覚し、同業者等から修正依頼をした場合に、指示に従わない場合は出展を取消しとする。
- ・出展を許可した者には、出展許可通知、駐車許可通知等を発送する。

## (3) 出展者説明会・小間配置等の決定（9月上旬）

- ・全ての出展者は、法令及び出展ルール等の遵守徹底のため、必ず本説明会に出席すること。
- ・飲食及び販売の事業者については、本説明会において抽選で小間位置を決定する。なお、やむを得ず欠席となる場合や、指定日以外で出席する場合は、出展位置は事務局に一任すること。

### ＜出展者説明会＞

- |     |   |
|-----|---|
| ①日時 | ：令和6年9月3日（火）13：30～                        |
| 場所  | ：県庁1階 ミナモホール                              |
| 対象  | ：飲食出展者、展示・体験出展者                           |
| 内容  | ：出展に係る留意事項説明<br>飲食出展者出展位置抽選会<br>出展計画書確認面談 |
| ②日時 | ：令和6年9月4日（水）13：30～                        |
| 場所  | ：県庁1階 ミナモホール                              |
| 対象  | ：販売出展者、展示・体験出展者                           |
| 内容  | ：出展に係る留意事項説明<br>販売出展者出展位置抽選会<br>出展計画書確認面談 |

- ・小間配置は出展者が出展計画書に記載した内容を主催者が確認し、確認・加筆・修正等を行い、確定版の小間配置を出展者に通知する。
- ・小間配置決定後においても、保健所などの行政指導や命令のほか、出展申し込みのキャンセル等があった場合、出展者の了承を得ることなく小間位置を変更する場合がある。また、主催者は、小間配置、その変更及び出展許可に対する賠償責任等を負いません。
- ・決定した小間の全部又は一部を他出展者等と交換、譲渡、貸与することは禁止。

## (4) 出展計画書の確定：期限 9月25日（水）

- ・期限までに出展計画書が確定しない場合は出展を認めない。
- ・出展計画書確定以降、出展者都合による出展計画書の内容（名板、販売・飲食品目、会場設備資材、電気使用計画、火気使用計画、出展時小間配置図）変更は認めない。なお、保健所及び消防署の指導により変更が必要な場合はこの限りではない。

## (5) 出展料等の振込：期限 10月1日（火）

- ・出展の許可通知と併せて、出展料等の請求書を送付。出展者において振込手数料を負担のうえ、主催者指定の口座に、指定する期限までに振込をすること。
- ・出展料等を振り込む際、請求書に記載してある「請求書番号」を振込者名の前に付けて振込を行うこと。

## (6) 出展許可の取り消し

- ・出展許可後であっても、以下に該当する場合は出展を取消す他、次年度以降の出展を許可しない。なお、これにより生じた出展者及び関係者の損害補償や出展料の返金は一切行わない。

- 期日までに出展料が振り込まれない場合
- 虚偽の申請で出展許可を得た場合
- 申込を行った者と現に出展している者が異なることが判明した場合
- 本要領、別紙1「人が集まる催し、露店での火気取扱い留意事項」及び、別紙2「岐阜県農業フェスティバル食品衛生関係留意事項」を遵守しない場合
- 出展計画書と実際の実施内容が異なる場合

- 出展者が正当な理由なく「出展者説明会」を欠席した場合
- 会期中、主催者の指示に従わない場合（例：展示・装飾修正指示、行列整理指示、床養生に関する指示等）
- ・主催者は出展を申し込む者やその関係者が反社会的勢力でないか、出展申込み時の書類（様式1、2）をもって警察機関に照会する。
- 本フェスティバルは、岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例54号）の趣旨に従い実施することとし、以下に該当する者は出展を申込むことができず、申込み後、出展許可後に判明した場合は、出展を取り消す。
  - ・出展を申し込む者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合。
  - ・出展を申し込む者が反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合。
  - ・出展を申し込む者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。
  - ・出展を申し込む者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

#### 1.4 開催中止について

- ・主催者は、天災（火災、洪水、悪天候、地震等）をはじめ、社会不安（テロ行為、暴動、官公庁の規制、疫病等）や、その他の不可抗力、その他主催者の責めに帰しえない原因により本フェスティバルの開催を中止することがある。
- ・悪天候等による本フェスティバル開催に支障が伴う情報が得られた場合、主催者は、原則として開催週の火曜日の午前中までに開催中止を決定し、出展者や関係機関に連絡する。
- ・開催中止により生じた出展者及び関係者の損害に対して、主催者は補償の責任を負わないこととし、原則出展料は返金しません。

#### 1.5 免責事項

- ・主催者は、善良な管理者として注意を払い、会場全体の管理にあたりますが、各出品物の管理は出展者自らが責任を持つものとし、主催者は出品物の盗難、紛失、火災、損傷など不可抗力による出展者の損害に対して補償の責任を負わない。
- ・出展者の行為により事故、損害が発生したときは、当該出展者の責任において解決するものとし、主催者はこれに対し一切責任を負わない。

#### 1.6 個人情報の取り扱いについて

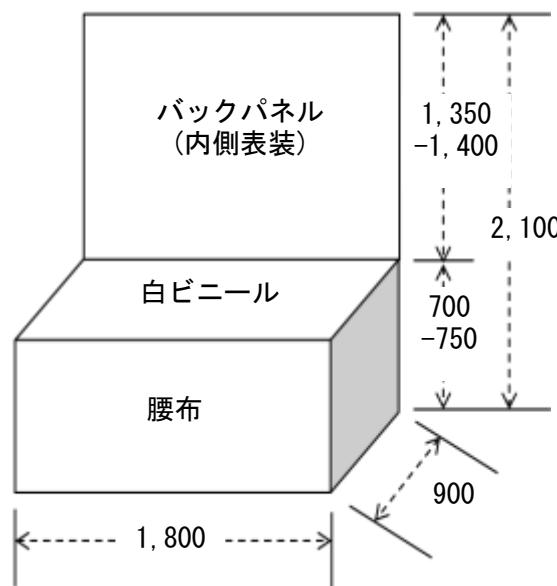
- ・主催者は、出展申込書等を通して入手した出展者の個人情報管理に細心の注意を払い、本フェスティバルの運営のみに利用し、これを適正に取り扱う。

#### 1.7 その他

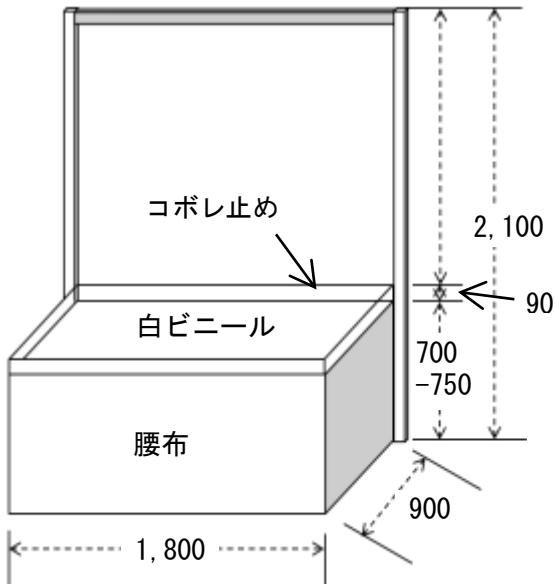
- ・主催者は、やむを得ない事業があるときは、本要領を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守すること。また、この要領に定めない事項については、その都度主催者で決定する。

## 会場資材規格

**展示用コマB（アリーナ内専用）**

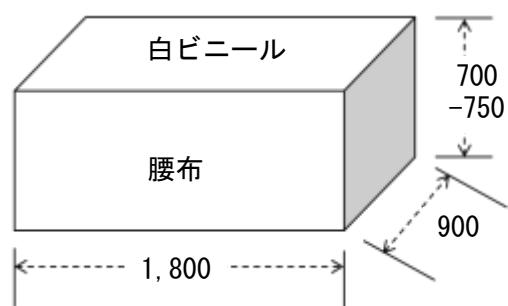


**販売用コマC-1（アリーナ内専用）**

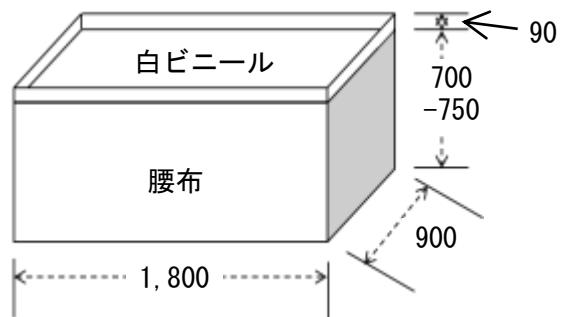


冷蔵ショーケースを利用時は枠のみ（C-2）

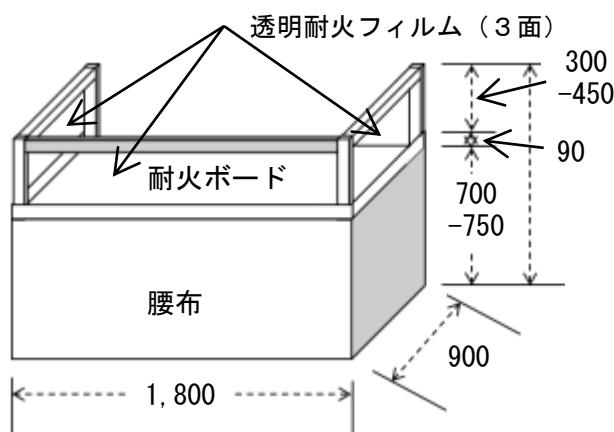
**コマテーブルD-1**



**コマテーブルD-2（コボレ止め付き）**

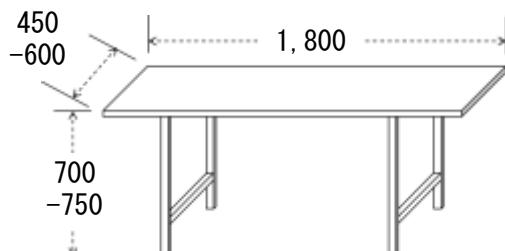


**コマテーブルD-3（火気用）**



**長テーブル**

E-1・E-2 1,800×600×H700-750  
 E-3・E-4 1,800×450×H700-750  
 (E-2、E-4は白ビニール付)



※E-4については、区画割用として使用いただくことを想定しているため、事務局の判断により共用するよう指示させていただく場合がございます。  
 ※荷物等を置く場合はE-4を利用。

